

平成25年11月25日開催

新庄市農業委員会第30回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年11月）議事録

1. 開催日時 平成25年11月25日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 星川 | 豊 | 2番 | 高橋 | 眞 |
| 3番 | 樋口 | 彦弥 | 4番 | 小嶋 | 忠昭 |
| 5番 | 清水 | 清秋 | 6番 | 星川 | 勇吉 |
| 7番 | 笹 | 行也 | 8番 | 伊藤 | 忠男 |
| 10番 | 斉藤 | 純一 | 11番 | 吉野 | 昭男 |
| 12番 | 海藤 | 芳正 | 13番 | 佐藤 | 喜代志 |
| 14番 | 井上 | 茂雄 | 15番 | 安食 | 孝一 |
| 16番 | 今田 | 栄二 | 17番 | 柏倉 | 嘉門 |
| 18番 | 齋藤 | 順一 | 19番 | 渡邊 | 耕太郎 |
| 20番 | 三原 | 常男 | 21番 | 畠腹 | 銀蔵 |

4. 欠席した委員（1名）

9番 高橋 和彦

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第112号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第113号 農地法第4条第5項の規定による協議について
日程第 5 議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ
について
日程第 7 議案第116号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 8 議案第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9 議案第118号 農用地利用集積計画について
日程第10 報告第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 出席した事務局職員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 局 長 | 浅沼 玲子 | 農地主査 | 後藤 繁俊 |
| 主 査 | 鏡 彰広 | 主 事 | 鈴木 啓太 |

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第30回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、新庄地区の高橋和彦委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第30回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番の星川勇吉委員と18番の齋藤順一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第111号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第111号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区2番までの9件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区1番について、11月19日に調査した結果、双方の農地の交換ということで問題ないようでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○18番

新庄地区2番につきまして、11月19日に調査した結果、1番と同じく双方の農地の交換ということで、問題ないようでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○7番

新庄地区3番について、11月19日に調査いたしましたところ、八向地区関連で集積ということで出てきますが、そこで集積にかけられなかった部分の農地の売買ということで単価的にも双方合意のうえということですので、問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○20番

新庄地区4番について、19日に調査いたしました。△△△△くんと△△さんは、親子関係でありまして親から子への経営移譲ということで、問題ございませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○20番

新庄地区5番、19日に調査した結果、本家分家の間柄であり、親戚への贈与ということで、問題ございませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

11月19日に調査確認したところ、同一世帯で親から子への経営移譲ということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、萩野地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○14番

萩野地区2番について、ご報告いたします。11月20日、調査いたしまして農地は適正に管理されており、親戚同士の贈与でございますので、問題ございませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

八向地区1番について、調査報告いたします。11月20日に調査した結果、△△さんがたばこ栽培で長年借りていたもので、再設定ということで何ら問題ないと思われまので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○8番

八向地区2番について、11月19日に調査した結果をご報告いたします。△△さんが庄内に転居するということで、土地を処分するということで△△さんがそこに所在してましたので、合意のものと単価ということですので、何ら問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませぬか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第111号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第111号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第112号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願ひします。

○事務局

議案第112号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

11月18日に調査した結果、家族が増えたもので駐車場と雪捨場ということで、問題ないようでしたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第112号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第112号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第113号農地法第4条第5項の規定による協議についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第113号農地法第4条第5項の規定による協議について、山形県最上総合支庁長から県立農業大学の学生寮を建設するために事前調整の申し出がありましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願い

します。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第113号農地法第4条第5項の規定による協議について、11月20日に、関係機関と調査した結果、学生の寮建設のためということでもありますので、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第113号農地法第4条第5項の規定による協議については、原案のとおり「適当」と決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第113号農地法第4条第5項の規定による協議については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第114号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第114号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で2件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

11月18日に、△△さんと△△さんに連絡を取って調査いたしました。雪捨場ということで、場所はゼネラルの前で、問題ないようでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○18番

11月18日に、△△さんと△△さんに連絡を取って調査いたしました。1番と同じ場所なので、問題ないようでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第114号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第114号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、平成25年7月25日に開催されました、第26回総会でご審議いただき、議決され知事へ送付した案件の中で、取り下げ願が提出された事案がございましたので、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

ます。

○18番

19日に双方に確認したところ、間違いはないということで、問題ないようですのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについては、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第7、議案第116号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第116号農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定によりまして、整備計画を変更することにつきまして稲舟地区の2件につきまして本会の意見を求められていますので、議案書に基づき朗読し、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

議案第116号農業振興地域整備計画の変更について、11月20日現地調査した結果、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、先ほども申しましたけれども、学生寮建設のためということで何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第116号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第116号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第8、議案第117号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

○議長

ここで、柏倉嘉門委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩をします。

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第117号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番から八向地区1番までの5件につきまして議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○12番

稲舟地区1番につきまして、11月18日に調査いたしましたのでご報告いたします。賃借人の△△さんがこれまで耕作していましたが、この田んぼにつきましては水通しが悪い田んぼでしたので、今回△△さんに返して△△さんが来年以降そばなどの転作を行っていくということですのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

11月19日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○3番

11月19日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○14番

萩野地区3番につきまして、11月20日に調査いたしまして、集積関連の解約ですので、問題ございませんのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区1番に関して、ご報告いたします。1月20日に調査した結果、集積関連で合意解約ですので何ら問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第117号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第117号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第9、議案第118号農用地利用集積計画についてを議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第118号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの11件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定5件、所有権移転6件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第118号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第118号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第10、報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第76号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区2番までの5件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、5件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年11月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 星 川 勇 吉

議事録署名委員 齋 藤 順 一